

情報公開制度運用の手引

令和6年4月

練馬区

目 次

I 情報公開条例の解釈運用

第1章 総則

第1条	目的	1
第2条	定義	3
第3条	実施機関の責務	7
第4条	適正使用	8

第2章 公文書の公開

第5条	公文書の公開請求権者	9
第6条	公文書の公開の請求方法	10
第7条	公文書の公開義務	15
第1号	個人に関する情報	17
第2号	法人等に関する情報	22
第3号	公共の安全等に関する情報	26
第4号	審議、検討または協議に関する情報	27
第5号	事務または事業に関する情報	29
第6号	法令秘に関する情報	32
第8条	公文書の部分公開	33
第9条	公益上の理由による裁量的公開	37
第10条	公文書の存否に関する情報	39
第11条	公開請求に対する決定等	41
第12条	公開決定等の期限	45
第13条	公開決定等の期限の特例	47
第14条	第三者保護に関する手続	51
第15条	公文書の公開の方法	56
第16条	費用負担	59
第17条	他の制度等との調整	61

第3章 審査請求

第17条の2	審理員による審理手続に関する規定の適用除外	63
第18条	審査会への諮問	64

第 19 条	諮問をした旨の通知	69
第 20 条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	70

第 4 章 情報公開の総合的な推進

第 21 条	情報公開の総合的な推進に関する区の責務	72
第 22 条	情報公表制度	74
第 23 条	情報提供施策の拡充	76
第 24 条	会議の公開	78
第 25 条	出資法人等の情報公開	81
第 25 条の 2	指定管理者の情報公開等	83

第 5 章 雑則

第 26 条	公文書の管理	85
第 27 条	公文書の検索資料	86
第 28 条	公開請求をしようとするものに対する情報の提供等	87
第 29 条	実施状況の公表	88
第 30 条	委任	89

付 則		90
-----	--	----

II 情報公開および個人情報保護審査会条例の解釈運用

第 7 条	審査会の調査権限	92
第 8 条	意見の陳述	94
第 9 条	意見書等の提出	95
第 10 条	提出資料の閲覧等	96
第 11 条	答申書の送付	98
第 15 条	罰則	99

III 資料

練馬区情報公開条例	100
練馬区情報公開条例施行規則	110
公開請求のあった公文書の公開諾否に関する意見について（回答）	125

文書提出要請書	126
文書提出要請に関する回答書	127
区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の 公開に関する事務取扱要綱	128
練馬区情報公開条例における請求に関する期限の算定に係る取扱要領	134
練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例	136
練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例	139
練馬区出資団体等情報公開モデル要綱	144
練馬区出資団体等情報公開および個人情報保護審査会モデル要領	151
練馬区指定管理者情報公開モデル規程	154
指定管理者の募集・選定情報に係る情報公開基準	160
プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準	161
区民意見反映（パブリックコメント）制度により募集した意見の 情報公開基準	162
公文書公開請求の流れ	164
第三者情報意見照会の流れ	165
審査請求の流れ	166

《注 意》

この手引は、区長を実施機関とする内容で作成しています。
他の実施機関の場合については、適宜読み替えを行ってください。

